

## 「いじめ防止対策推進法」に基づく条例 他府県の制定状況 (長野県教育委員会調べ)

	条例の形態		条例名
	総合条例	附属機関 設置条例	
北海道	○		・北海道いじめの防止等に関する条例
山形県		○	・山形県いじめ防止対策の推進に関する条例
宮城県		○	・いじめ問題対策連絡協議会条例 ・いじめ防止対策調査委員会条例
千葉県	○		・千葉県いじめ防止対策推進条例
新潟県		○	・新潟県いじめ防止対策等に関する委員会条例
神奈川県		○	・附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 ＜神奈川県いじめ問題再調査会＞ ＜神奈川県いじめ防止対策調査会＞
静岡県		○	・いじめ防止対策推進法に基づき 教育委員会に設置する附属機関設置条例
山梨県		○	・山梨県いじめ防止対策推進法施行条例
滋賀県		○	・滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例 ・滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例 ・滋賀県いじめ再調査委員会条例
三重県		○	・三重県いじめ問題対策連絡協議会条例 ・三重県いじめ対策審議会条例 ・三重県いじめ調査委員会条例
京都府		○	・京都府組織規定の一部を改正する規則 ＜京都府いじめ対策推進委員会規則＞ ＜京都府いじめ調査委員会規則＞
徳島県		○	・いじめ防止対策推進法施行条例
愛媛県		○	・愛媛県執行機関の附属機関設置条例の 一部を改正する条例
鳥取県		○	・鳥取県附属機関条例 ＜鳥取県いじめ問題検証委員会＞
佐賀県		○	・佐賀県いじめ問題対策委員会条例
島根県		○	・島根県附属機関設置条例の一部を改正する条例
熊本県		○	・熊本県いじめ防止対策審議会条例 ・熊本県いじめ調査委員会条例
宮崎県		○	・宮崎県いじめ問題対策連絡協議会条例 ・宮崎県いじめ問題対策委員会条例